



木村弥生衆議院議員が厚生労働委員会で質問

5月2日の衆議院厚生労働委員会で、木村弥生議員が、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案について質問しました。その概要を紹介いたします。

○働きやすい環境整備の重要性

質問に先立ち、木村議員は、2008年に20歳代の看護師が過労死した事件を機に、日本看護協会が時間外労働、夜勤・交代制勤務の実態調査を実施し、働きやすい職場づくり・労働環境の改善を最重点政策に掲げたことを紹介。夜勤・交代制勤務に関するガイドラインを策定し、労働環境の改善に取り組んだことで、新人看護師の離職も減少したことに触れ、労働環境を改善し看護職の健康を守ることが、医療安全・質の高い医療提供にもつながる、と述べました。

○時間外労働の上限規制

最初に、今回の法律改正で時間外労働の上限を設けたことを評価するが、時間外労働の上限は月45時間かつ年間360時間が原則であり、月100時間はあくまで例外であることを周知徹底するためにどのように働きかけをしていくのか、と質問。牧原秀樹副大臣は、時間外労働の月45時間・年360時間の原則的上限に近づけるべく、あらゆる手段を通じて周知徹底を図ると答えました。

○看護職の勤務間インターバル制度

建設業や自動車運転業務への上限規制適用に関する質問の後、看護職員勤務間インターバル確保が事業主の努力義務とされたことに関し、

厚労省の見解を求めました。山越敬一労働基準局長は、各医療機関が自主的かつ計画的な勤務環境改善に取り組む仕組みを導入するとともに、都道府県に設置した勤務環境改善支援センターによる勤務環境の改善促進に努めたいと回答しました。また、深夜業の回数に、夜勤交代制勤務の場合の夜勤の回数が含まれるかという木村議員の確認に対して、夜勤の回数も含まれると答えました。

続いて、勤務間インターバルの適正な確保や深夜業の回数の上限について、具体的な数値目標や労使での取組に関する方策は示されるのか、と質問しました。山越局長は、今後予定している労働時間等設定改善指針の改正、周知などを通じて、労使の取組を促進していきたいと回答。

○看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師確保等基本指針の改定について

木村議員は、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師確保等基本指針が1994年に策定されてから一度も改定されていないと指摘。この指針についても、夜勤負担軽減に向けた数値目標の記載などの改定が必要ではないかと質しました。高木美智代副大臣は、看護職員を取り巻く環境の変化、今般の働き方改革関連法案や医師の働き方改革の議論などを踏まえ、指針の改定の必要性について検討したいと答えました。

○産業医、産業保健機能の強化

木村議員は、年次有給休暇の取得率が低迷への対策、高度プロフェSSIONAL制度の創設意義について質問した後、産業医、産業保健機能の強化について、具体的に、どのような情報が提供され、それに対して産業医が活動するのか質問しました。牧原副大臣は、労働時間の情報や業務に関する情報を提供するとともに、健康確保のための措置内容についても産業医が把握できるようにすることで、産業医が面接指導や健康相談等のアプローチを効果的に行えるようにし、必要に応じ事業者に的確な助言や勧告が可能になると考えていると答えました。木村議員の、50人未満の中小事業所への支援に関する質問に関しては、都道府県に設置している産業保健総合支援センターおよびその地域窓口を通じて、労働者に対する面接指導や健康相談等のほか労働者の健康管理を行う医師の選任やストレスチェック等の助成を行っていると答えました。

最後に国家公務員の長時間労働について質問し、すべての質問を終えました。

※この模様は、衆議院インターネット審議中継でご覧になれます。